



**注意**

- ・令和2年中の所得が確認できない場合や所得が0円である場合は、減免手続きができません。
- ・非自発的失業者該当（会社都合退職のため雇用保険を受給される方）による国保税軽減の対象である場合は、この減免制度の対象外となります。

※令和2年度分の国保税について、減免を受ける場合は、それぞれ1年前の収入・所得を判定に用います。

不明な点がある場合は、必ず市役所国保年金課へお問い合わせください。